

9 話 所得代替率の見通し

自分の公的年金は、いったいどのくらい給付されるのか。それは、多くの方が関心を持っている事柄だと思います。

その前に、まず公的年金の給付水準はどのようなものさしで考えるのか、それを見ていきましょう。

公的年金の給付水準は「所得代替率」で考える

「所得代替率」とは、年金を受け取り始める時点（65歳）における年金額が、現役世代の手取り収入額（ボーナス込み）と比較してどのくらいの割合か、を示すものです。

たとえば、所得代替率 50%といった場合は、そのときの現役世代の手取り収入の 50%を年金として受け取れるということになります。



「所得代替率」は主に厚生年金に対して使われています

平成 26 年財政検証の結果をみると、日本経済の再生と労働市場参加の促進が進む場合（ケース A～E）、「モデル世帯」における所得代替率は、将来にわたって 5 割を上回る見通しでした。一方、低成長の場合（ケース F～G）では、財政のバランスを取るようにすると 5 割を下回る見通しとなりました。

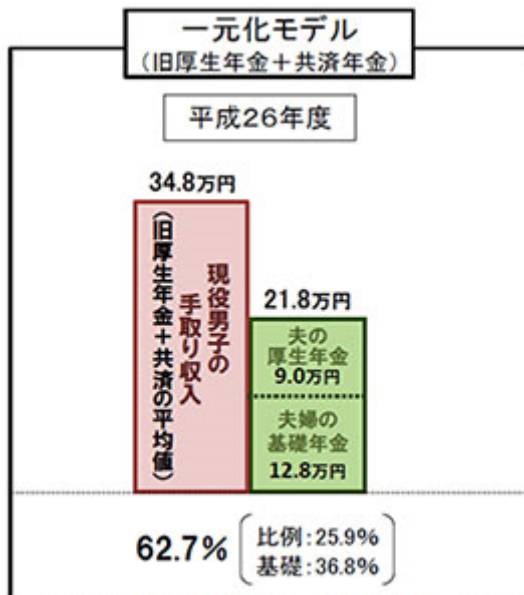
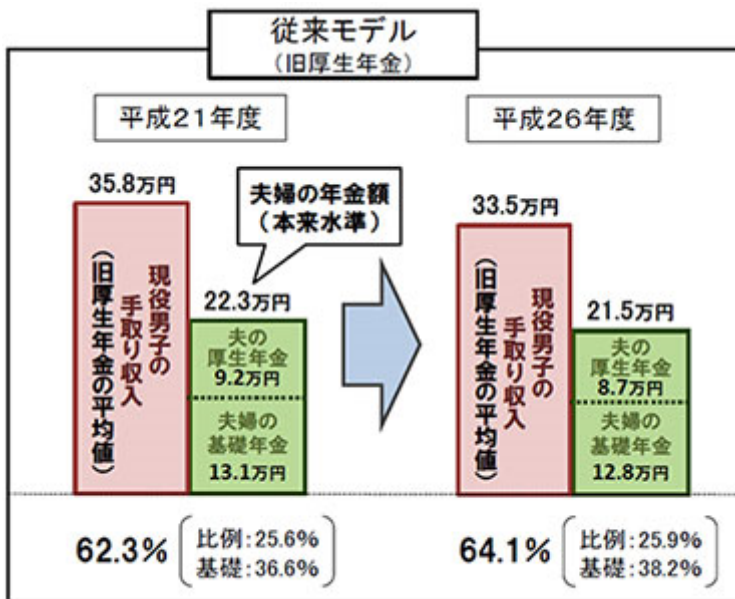
モデル世帯とは、

**40 年間厚生年金に加入し、その間の平均収入が厚生年金(男子)の平均収入と同額の夫と、
40 年間専業主婦の妻がいる世帯**

としており、公的年金において単純に「所得代替率」といったときには、このモデル世帯での比率を意味します。

今回の財政検証の足下の給付水準となる平成 26 年度の所得代替率については、以下の図をご覧ください。

被用者年金一元化が実現することとなったため、所得代替率は一元化を前提とした一元モデルで示されます。



注:一元化モデルは、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)も反映した手取り年収を基に設定。

なぜ所得代替率が必要か

公的年金の特徴に、額ではなく一定の価値を保障するというものがあります。年金の「金額」を固定すると、インフレや給与水準の上昇があったときに、年金の価値が下がってしまう恐れがあります(価値が減少することについては、「日本の公的年金は『賦課方式』」をご覧ください)。これを避けるために、公的年金ではモデル世帯と所得代替率を設定し、給付開始時の現役世代の手取り収入と比べてどの程度の年金額を受け取れるか、というものさしを設けているのです。

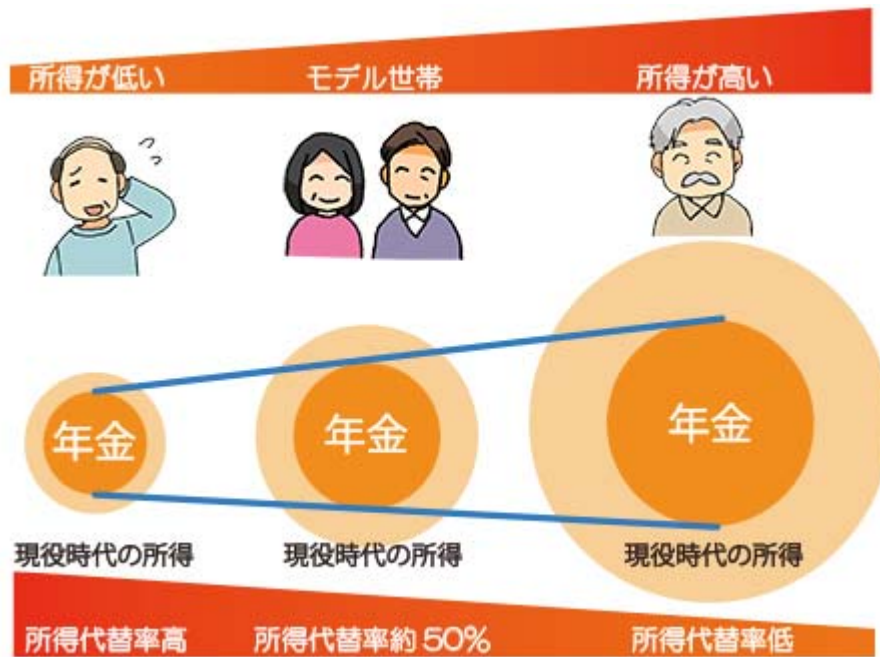
所得代替率は所得で異なる

所得代替率は、世帯の所得水準によって異なり、世帯の一人あたりの所得が低いほど高くなります。

高所得の世帯は個人年金や貯蓄などで老後に備えることができますが、所得の低い世帯は、現役時代のうちに十分な老後の備えをすることが困難かもしれません。

そのため、一人当たりの平均所得が高い世帯ほど所得代替率が低くなります。

このような背景を踏まえ公的年金では、世帯構成や現役時代の所得の違いを軽減するように設計されています。これを「所得の再分配」ということもあります。



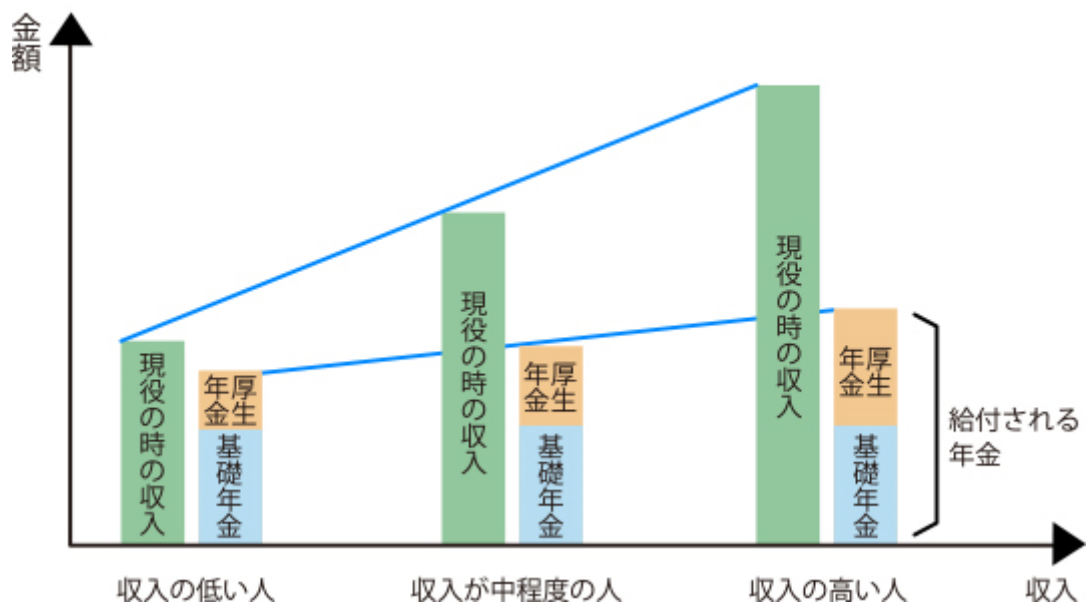
もちろん、実際に支給される厚生年金は現役時代の収入に基づいて算出し

ますので、現役時代の所得が高い世帯の年金額が、所得の低い世帯の年金額より低くな

るといことはありません

所得の再分配って？

受給時の年金額は、現役時代の収入より差を少なくしている（厚生年金の場合）



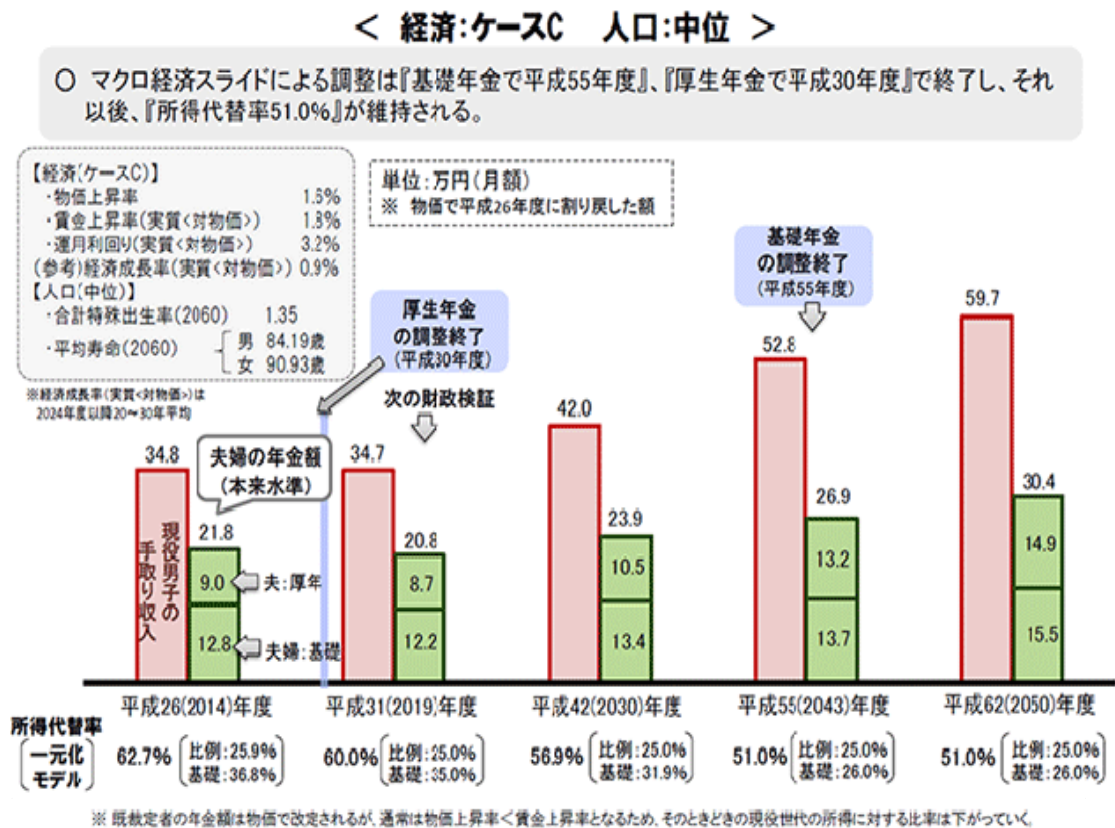
上の図のように、現役時代の所得の違いに比べると、年金の受給額の開きのほうがゆるやかになっています。これは、基礎年金部分があるためで、基礎年金は納付期間が同じであれば収入に関わらず定額だからです。

また、所得の高い人ほど税金を多く払っていますが、その税金の一部は国庫負担として年金に投入され、受給者に還元されています。

このように、高所得者から低所得者に対して、間接的に所得の分配が行われているのです。

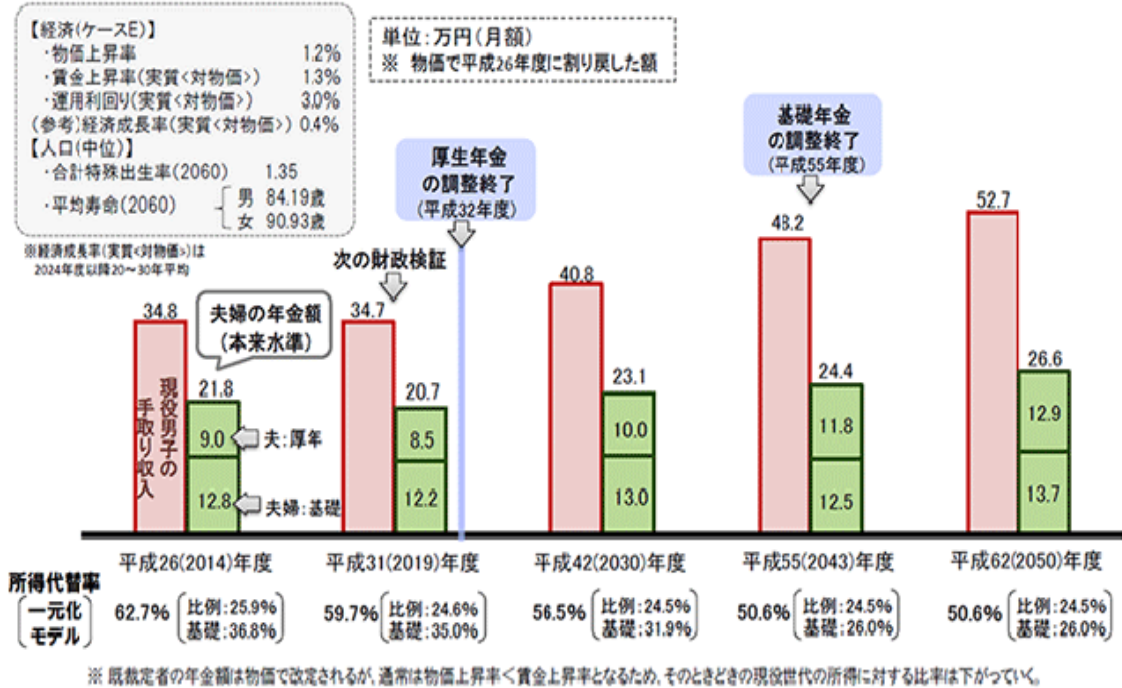
所得代替率の見通し

平成 26 年の財政検証のケース C、E、G における、厚生年金の標準的な年金の給付水準の見通しは次の通りでした。



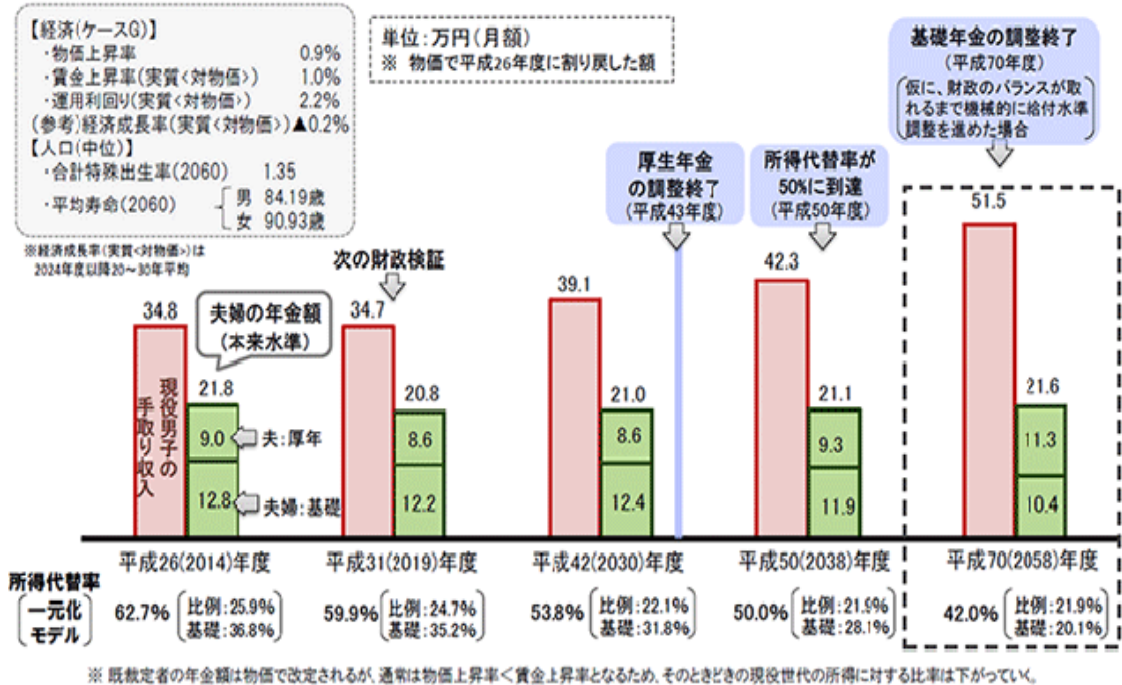
< 経済:ケースE 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.6%』が維持される。



< 経済:ケースG 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整で平成50年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成70年度』、『厚生年金で平成43年度』で終了し、『所得代替率42.0%』になる。





年金額や手取り収入が上がっていくのは、物価や賃金が上がっていくと考

えられているからだな



基礎年金額も物価や賃金に合わせて上がっていくのね

このように、平成 26 年財政検証では平成 26 年度の所得代替率が 62.7%ですが、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が行われる結果、最終的な所得代替率はケース C で 51.0%、ケース E で 50.6%となる見込みです。一方、年金額は、平成 26 年度には 21.8 万円でしたが、平成 55 年度でみるとケース C で 26.9 万円、ケース E で 24.4 万円になる見込みです。上の図の場合、マクロ経済スライドは平成 27 年度から開始し、報酬比例部分（厚生年金部分）はケース C で平成 30 年度、ケース E で平成 32 年度で終了し、基礎年金部分はケース C、E ともに平成 55 年度で終了する見通しです。

一方、ケース G の場合、マクロ経済スライドによる給付水準の調整によって、平成 50 年度に所得代替率が 50%に到達する見込みです。仮に、その後も財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合、報酬比例部分は平成 43 年度、基礎年金部分は平成 70 年度で調整が終了する見通しで、所得代替率は 42.0%、平成 70 年度の年金額は 21.6 万円となる見込みです。

マクロ経済スライドって？

マクロ経済スライドとは、そのときの社会情勢（現役人口の減少や平均余命の伸び）に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みです。

マクロ経済スライドについて

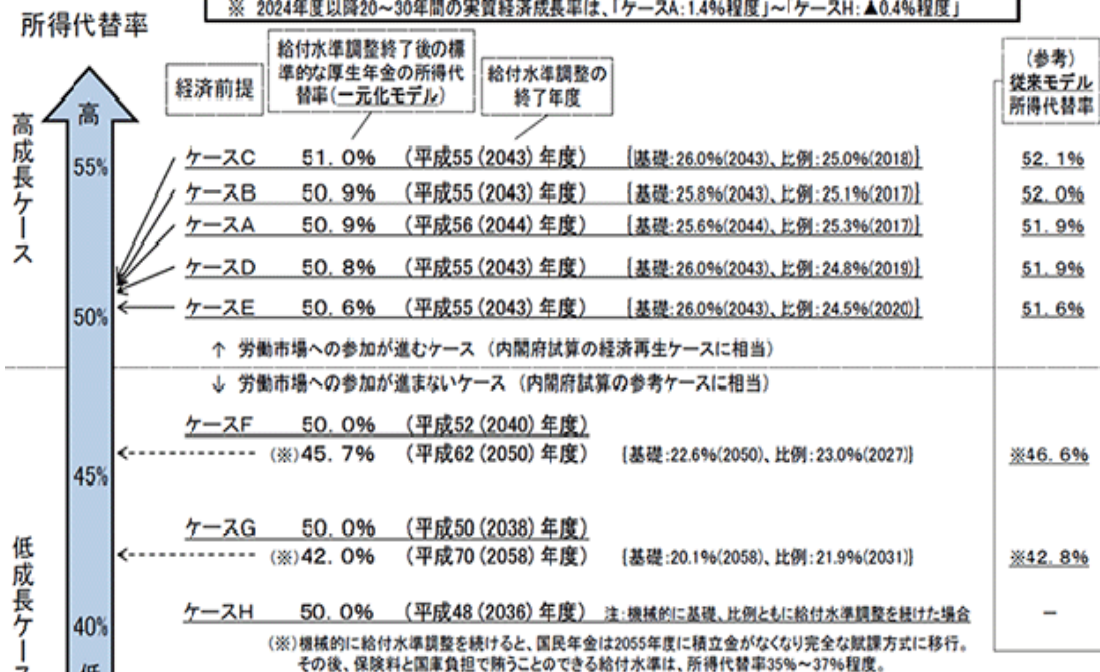
なお、次の財政検証までに所得代替率が 50%を下回ると見込まれる場合には、「調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずる」こととされていますが、平成 26 年の財政検証はこれに該当していませんでした。

（次の財政検証の予定時期（平成 31 年度）における所得代替率は 50%を下回る見込みとはなっていませんでした）

平成 26 年財政検証では、人口や経済については複数の前提を設定しており、それぞれの前提における最終的な所得代替率は次の通りでした。

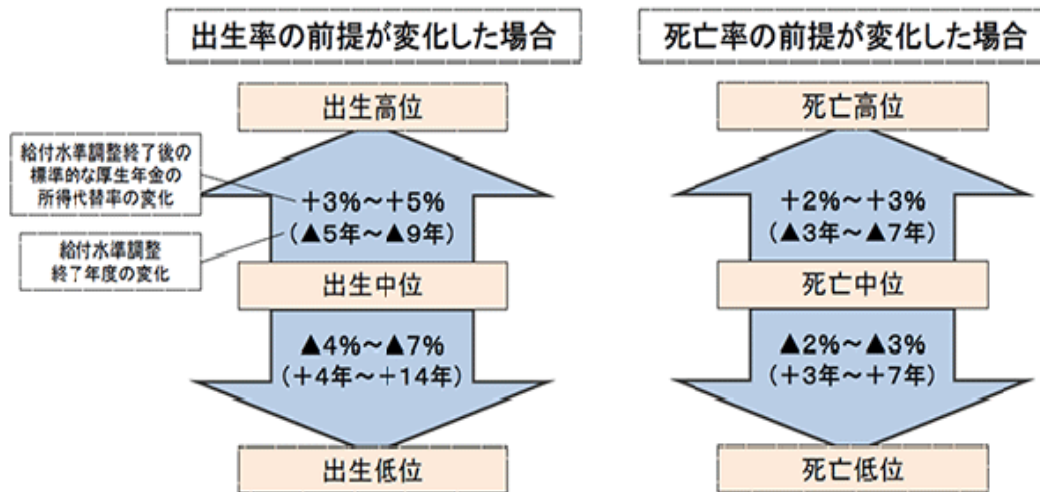
所得代替率の将来見通し(平成26年財政検証)

人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)
 経済の前提: 高成長(ケースA)から低成長(ケースH)まで様々な仮定
 ※ 2024年度以降20~30年間の実質経済成長率は、「ケースA:1.4%程度」~「ケースH:▲0.4%程度」



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、逆に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

人口の前提が変化した場合の影響



注: 経済前提がケースC、ケースE、ケースGの場合の影響

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	出生高位 1.60 出生中位 1.35 出生低位 1.12	男 79.55 女 86.30	死亡高位 { 男 83.22, 女 89.96 } 死亡中位 { 男 84.19, 女 90.93 } 死亡低位 { 男 85.14, 女 91.90 }



人口と経済のパターンによっては、所得代替率が結構違っちゃうね！

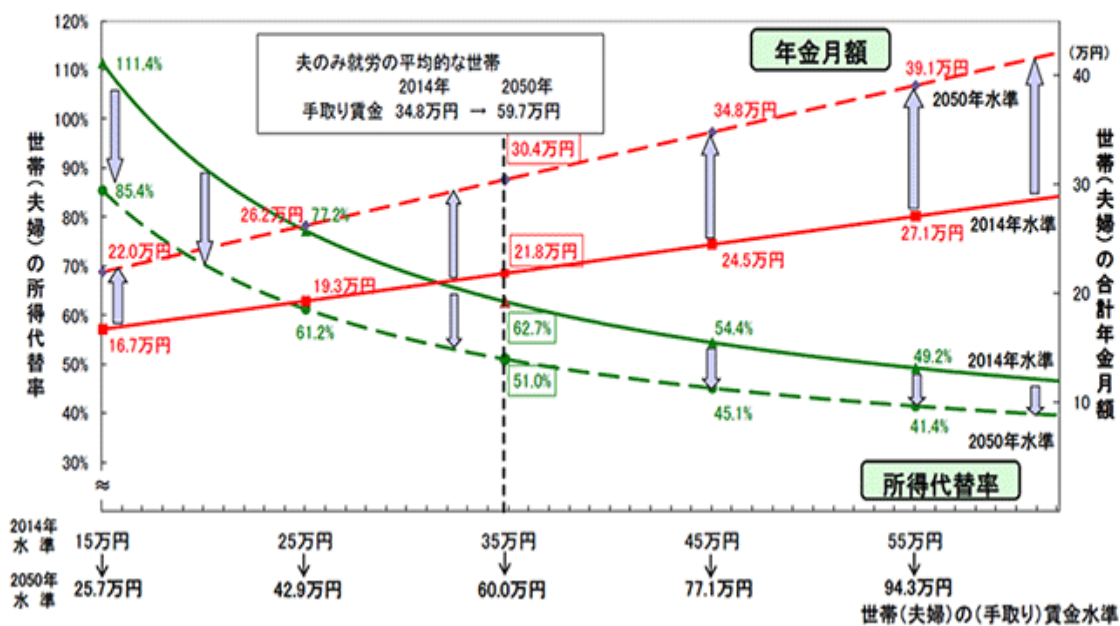
賃金水準別の給付水準

平成 26 年財政検証において、モデル世帯の給付水準だけでなく、賃金水準が異なる世帯における給付水準をケース C、E の場合で示したものが以下の図です。

年金額は世帯の賃金水準が高いほど上昇することを示しており、右上がりの直線（赤線）となっています。一方、所得代替率は世帯の賃金水準が高いほど低下するため、右下がりの曲線（緑線）となっています。

賃金水準別の年金月額及び所得代替率 〈経済:ケースC 人口:中位〉

- ・ 世帯(夫婦)の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



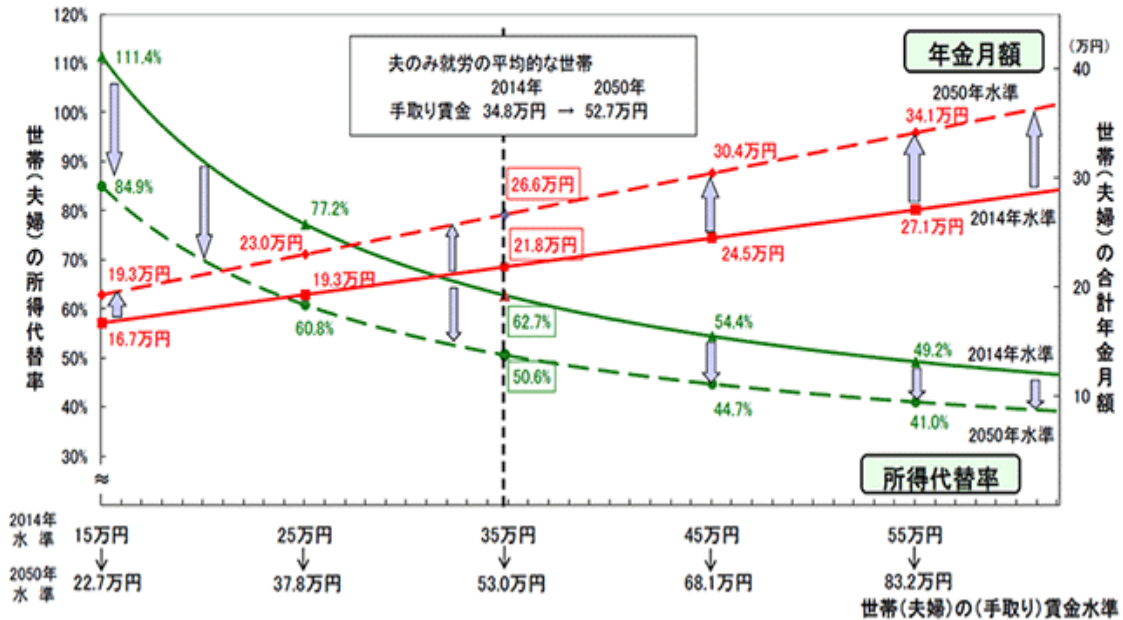
注1: 年金月額は、新規就業者の本来水準。

注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

賃金水準別の年金月額及び所得代替率

<経済:ケースE 人口:中位>

- ・世帯(夫婦)の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- ・賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。

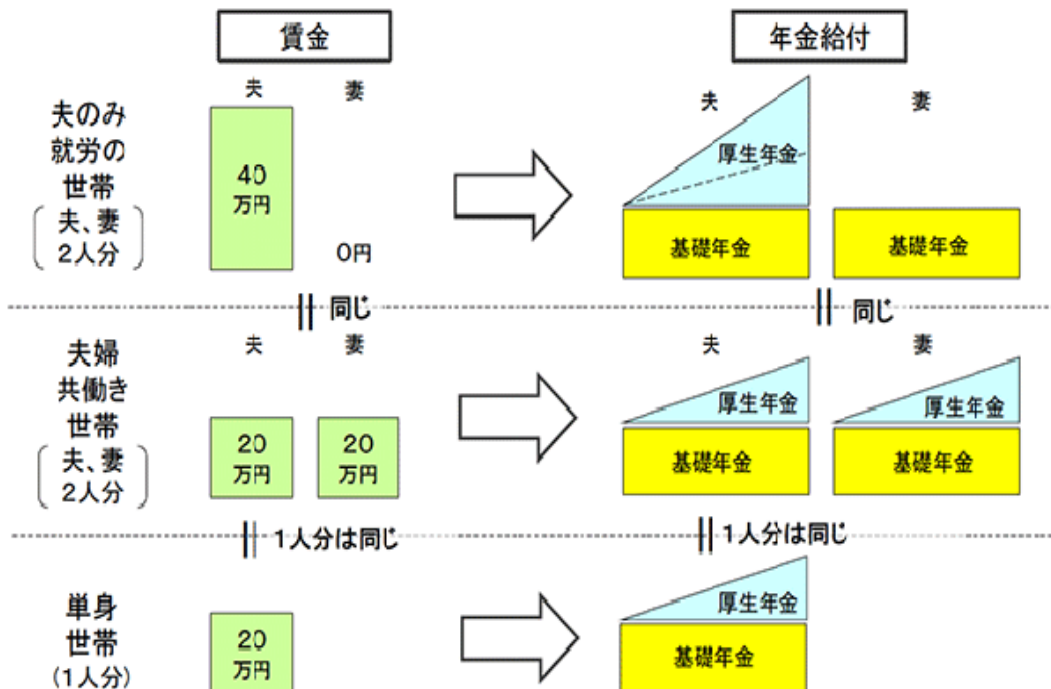


注1: 年金月額は、新規就業者の本来水準。
 注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

公的年金の負担と給付の構造

公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(例示)

<賃金水準が20万円(1人あたり)の場合>

	賃金	保険料負担	年金給付
夫のみ 就労の 世帯 (2人分)	夫:40万円	夫:40万円に対応する 厚生年金保険料	40万円に対応する 報酬比例年金 + 基礎年金 2人分
	同じ	同じ	同じ
夫婦 共働き 世帯 (2人分)	夫:20万円 + 妻:20万円	夫:20万円に対応する 厚生年金保険料 + 妻:20万円に対応する 厚生年金保険料	20万円に対応する 報酬比例年金 + 20万円に対応する 報酬比例年金 + 基礎年金 2人分
	↓ 半分	↓ 半分	↓ 半分
单身 世帯 (1人分)	20万円	20万円に対応する 厚生年金保険料	20万円に対応する 報酬比例年金 + 基礎年金 1人分

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率

○ 平成26(2014)年度

	賃金水準(1人あたり)				
	10万円	15万円	17.4万円 【男子平均÷2】 _(注2)	20万円	30万円
夫のみ 就労の 世帯 (1人あたり)	9.0万円 〔比例:2.6万円 基礎:6.4万円〕 90.0% 〔比例:25.9% 基礎:64.1%〕	10.3万円 〔比例:3.9万円 基礎:6.4万円〕 68.6% 〔比例:25.9% 基礎:42.7%〕	10.9万円 〔比例:4.5万円 基礎:6.4万円〕 62.7% 〔比例:25.9% 基礎:36.8%〕	11.6万円 〔比例:5.2万円 基礎:6.4万円〕 58.0% 〔比例:25.9% 基礎:32.1%〕	14.2万円 〔比例:7.8万円 基礎:6.4万円〕 47.3% 〔比例:25.9% 基礎:21.4%〕
夫婦 共働き 世帯 (1人あたり)	9.0万円 〔比例:2.6万円 基礎:6.4万円〕 90.0% 〔比例:25.9% 基礎:64.1%〕	10.3万円 〔比例:3.9万円 基礎:6.4万円〕 68.6% 〔比例:25.9% 基礎:42.7%〕	10.9万円 〔比例:4.5万円 基礎:6.4万円〕 62.7% 〔比例:25.9% 基礎:36.8%〕	11.6万円 〔比例:5.2万円 基礎:6.4万円〕 58.0% 〔比例:25.9% 基礎:32.1%〕	14.2万円 〔比例:7.8万円 基礎:6.4万円〕 47.3% 〔比例:25.9% 基礎:21.4%〕
单身 世帯 (1人分)	9.0万円 〔比例:2.6万円 基礎:6.4万円〕 90.0% 〔比例:25.9% 基礎:64.1%〕	10.3万円 〔比例:3.9万円 基礎:6.4万円〕 68.6% 〔比例:25.9% 基礎:42.7%〕	10.9万円 〔比例:4.5万円 基礎:6.4万円〕 62.7% 〔比例:25.9% 基礎:36.8%〕	11.6万円 〔比例:5.2万円 基礎:6.4万円〕 58.0% 〔比例:25.9% 基礎:32.1%〕	14.2万円 〔比例:7.8万円 基礎:6.4万円〕 47.3% 〔比例:25.9% 基礎:21.4%〕

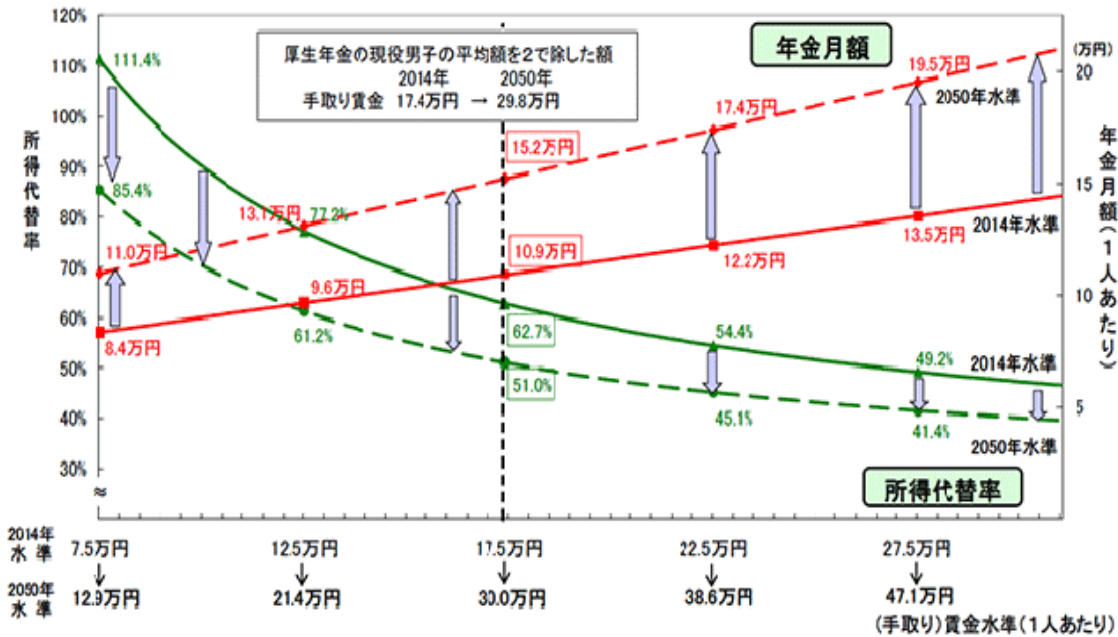
(注1) 上段は年金額(1人あたり)、下段は所得代替率を示している。

(注2) 厚生年金の現役男子の手取り賃金(34.8万円、一元化モデル)を2で除した額。

(注3) 厚生年金の現役女子の手取り賃金は23.7万円(一元化モデル)である。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率 <経済:ケースC 人口:中位>

- ・ 賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1: 年金月額は、新規裁定者の本系水準。

注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率

○ 平成62(2050)年度 <経済:ケースC 人口:中位>

	賃金水準(1人あたり)				
	17.1万円 (2014年度:10万円)	25.7万円 (2014年度:15万円)	29.8万円 (2014年度:17.4万円) 【男子平均÷2】(注3)	34.3万円 (2014年度:20万円)	51.4万円 (2014年度:30万円)
夫のみ 就労の 世帯 (1人あたり)	12.0万円 〔比例:4.3万円 基礎:7.8万円〕 70.3% 〔比例:25.0% 基礎:45.3%〕	14.2万円 〔比例:6.4万円 基礎:7.8万円〕 55.2% 〔比例:25.0% 基礎:30.2%〕	15.2万円 〔比例:7.4万円 基礎:7.8万円〕 51.0% 〔比例:25.0% 基礎:26.0%〕	16.3万円 〔比例:8.6万円 基礎:7.8万円〕 47.6% 〔比例:25.0% 基礎:22.7%〕	20.6万円 〔比例:12.8万円 基礎:7.8万円〕 40.1% 〔比例:25.0% 基礎:15.1%〕
夫婦 共働き 世帯 (1人あたり)	12.0万円 〔比例:4.3万円 基礎:7.8万円〕 70.3% 〔比例:25.0% 基礎:45.3%〕	14.2万円 〔比例:6.4万円 基礎:7.8万円〕 55.2% 〔比例:25.0% 基礎:30.2%〕	15.2万円 〔比例:7.4万円 基礎:7.8万円〕 51.0% 〔比例:25.0% 基礎:26.0%〕	16.3万円 〔比例:8.6万円 基礎:7.8万円〕 47.6% 〔比例:25.0% 基礎:22.7%〕	20.6万円 〔比例:12.8万円 基礎:7.8万円〕 40.1% 〔比例:25.0% 基礎:15.1%〕
単身 世帯 (1人分)	12.0万円 〔比例:4.3万円 基礎:7.8万円〕 70.3% 〔比例:25.0% 基礎:45.3%〕	14.2万円 〔比例:6.4万円 基礎:7.8万円〕 55.2% 〔比例:25.0% 基礎:30.2%〕	15.2万円 〔比例:7.4万円 基礎:7.8万円〕 51.0% 〔比例:25.0% 基礎:26.0%〕	16.3万円 〔比例:8.6万円 基礎:7.8万円〕 47.6% 〔比例:25.0% 基礎:22.7%〕	20.6万円 〔比例:12.8万円 基礎:7.8万円〕 40.1% 〔比例:25.0% 基礎:15.1%〕

(注1) 所得水準の上段は平成62(2050)年度における額(物価で2014年度水準に割り戻した額)、()内は平成28(2014)年度における額。

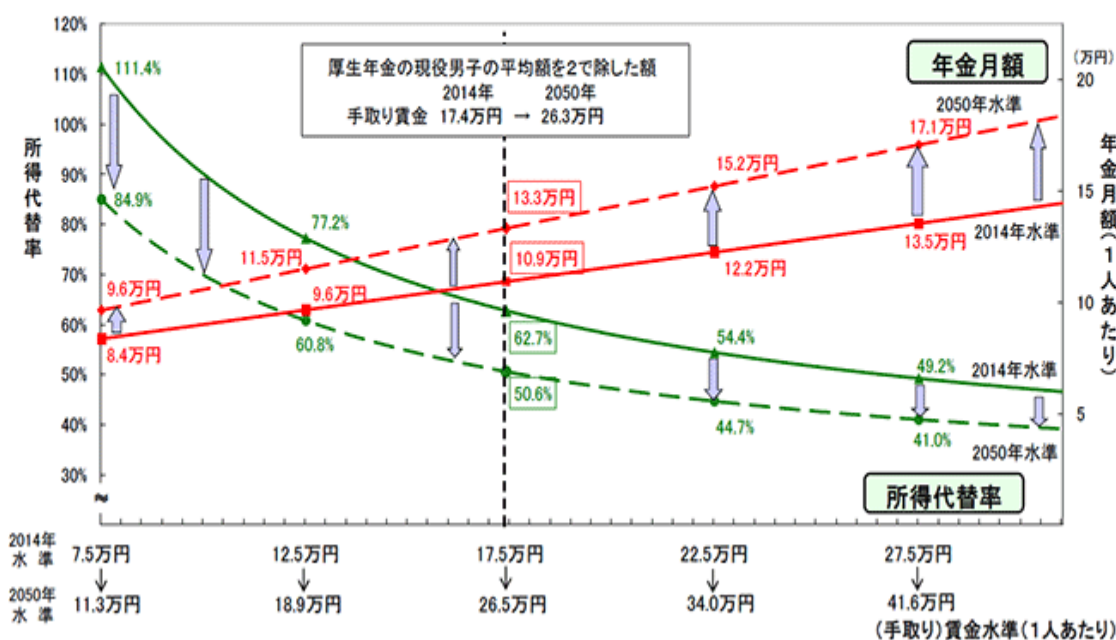
(注2) 表中の上段は年金額(1人あたり、物価で2014年度水準に割り戻した額)、下段は所得代替率を示している。

(注3) 厚生年金の現役男子の手取り賃金(59.7万円、一元化モデル)を2で除した額。

(注4) 厚生年金の現役女子の手取り賃金は43.1万円(一元化モデル)である。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率 <経済:ケースE 人口:中位>

- ・ 賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率

○ 平成62(2050)年度 <経済:ケースE 人口:中位>

	賃金水準(1人あたり)				
	15.1万円 (2014年度:10万円)	22.7万円 (2014年度:15万円)	26.3万円 (2014年度:17.4万円) 【男子平均÷2】(注3)	30.3万円 (2014年度:20万円)	45.4万円 (2014年度:30万円)
夫のみ 就労の 世帯 (1人あたり)	10.6万円 〔比例:3.7万円 基礎:6.9万円〕 69.8% 〔比例:24.5% 基礎:45.3%〕	12.4万円 〔比例:5.6万円 基礎:6.9万円〕 54.7% 〔比例:24.5% 基礎:30.2%〕	13.3万円 〔比例:6.5万円 基礎:6.9万円〕 50.6% 〔比例:24.5% 基礎:26.0%〕	14.3万円 〔比例:7.4万円 基礎:6.9万円〕 47.2% 〔比例:24.5% 基礎:22.6%〕	18.0万円 〔比例:11.1万円 基礎:6.9万円〕 39.6% 〔比例:24.5% 基礎:15.1%〕
夫婦 共働き 世帯 (1人あたり)	10.6万円 〔比例:3.7万円 基礎:6.9万円〕 69.8% 〔比例:24.5% 基礎:45.3%〕	12.4万円 〔比例:5.6万円 基礎:6.9万円〕 54.7% 〔比例:24.5% 基礎:30.2%〕	13.3万円 〔比例:6.5万円 基礎:6.9万円〕 50.6% 〔比例:24.5% 基礎:26.0%〕	14.3万円 〔比例:7.4万円 基礎:6.9万円〕 47.2% 〔比例:24.5% 基礎:22.6%〕	18.0万円 〔比例:11.1万円 基礎:6.9万円〕 39.6% 〔比例:24.5% 基礎:15.1%〕
単身 世帯 (1人分)	10.6万円 〔比例:3.7万円 基礎:6.9万円〕 69.8% 〔比例:24.5% 基礎:45.3%〕	12.4万円 〔比例:5.6万円 基礎:6.9万円〕 54.7% 〔比例:24.5% 基礎:30.2%〕	13.3万円 〔比例:6.5万円 基礎:6.9万円〕 50.6% 〔比例:24.5% 基礎:26.0%〕	14.3万円 〔比例:7.4万円 基礎:6.9万円〕 47.2% 〔比例:24.5% 基礎:22.6%〕	18.0万円 〔比例:11.1万円 基礎:6.9万円〕 39.6% 〔比例:24.5% 基礎:15.1%〕

(注1) 所得水準の上段は平成62(2050)年度における額(物価で2014年度水準に割り戻した額)、()内は平成28(2014)年度における額。

(注2) 表中の上段は年金月額(1人あたり、物価で2014年度水準に割り戻した額)、下段は所得代替率を示している。

(注3) 厚生年金の現役男子の手取り賃金(52.7万円、一元化モデル)を2で除した額。

(注4) 厚生年金の現役女子の手取り賃金は38.0万円(一元化モデル)である。



こうやってグラフで見ると、所得が上がる（右に行く）ほど所得代替率が下がるのが、よくわかるわね



でも、給付額を見るとやっぱり所得に比例するようになってるんだな

まとめ

公的年金の給付水準は、一定の額ではなく「所得代替率」というものさしを使っている
所得代替率とは、給付開始時における年金額の現役世代の手取り収入に対する割合
所得代替率は、モデル世帯において経済が成長するケース（ケース A～E）では将来も 5 割を上回る見通し

一方、低成長ケース（ケース F～H）では財政のバランスを取るようにすると 5 割を下回る見通し

※モデル世帯：40 年間平均収入で厚生年金に加入していた夫と専業主婦の妻の世帯
現役時代の所得が高いほど所得代替率は低くなり、所得が低いほど所得代替率は高くなる。
公的年金制度が持つこのような機能を所得再分配機能という